

## 中濃消防組合消防救急デジタル無線の入札談合に 関する損害賠償請求の提訴について

中濃消防組合（管理者 関市長 尾関健治）は、平成25年7月12日に締結した「消防救急デジタル無線設備整備工事」の入札に関し、沖電気工業株式会社（東京都）と中央電子光学株式会社（岐阜市）に対し損害賠償を請求しましたが、支払期限を経過しても納付されないため、令和2年1月31日岐阜地方裁判所に損害賠償請求の提訴をしました。

これは、「消防救急デジタル無線設備整備工事」の工事請負契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為に係る公正取引委員会の審決の確定があったため、違約金を沖電気工業株式会社（東京都）と中央電子光学株式会社（岐阜市）に対して令和元年8月28日に請求しましたが、令和元年9月27日の支払期限を経過しても納付されなかったため今回損害賠償請求の提訴をするものです。

なお、請求額の算出根拠は、請負代金額467,775,000円に対し、本件契約約款第51条第1項に基づく違約金に相当する額46,777,500円（請負代金額の10分の1に相当する額）であり、2社に対して連帯で請求しました。

お問合せ先

中濃消防組合消防本部 総務課 担当 総務課長  
電話：0575-23-9090 FAX：0575-24-6996